

平成25年4月1日

まちづくり課 企画情報グループ

企業誘致グループ

“新たな”まちづくり計画

第5期南幌町総合計画・後期基本計画（2014～2016）

策定の考え方【方針】

1. 策定の趣旨

南幌町は昭和46年以来、5期にわたり総合計画を策定しており、これに基づき計画的にまちづくりを進め、まちの将来像を「緑豊かな田園文化のまち」、まちづくりの基本理念は「地域で支えあう行動力と活力のある南幌」を基本構想として、2010（平成22）年度に第5期南幌町総合計画を策定しました。

この総合計画は、計画期間を6年間〔2011（平成23）年度～2016（平成28）年度〕とし、基本構想・基本計画・実施計画で構成していますが、基本計画については「平成25年度において、それまで実行してきた施策を検証のうえ、見直しが必要な場合は、改めて平成26年度から平成28年度までの基本計画を策定する」となっています。

また、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けされていましたが、国の地域主権改革の下、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは町の独自の判断に委ねられることになりました。

近年、少子高齢化等の進行に伴い、予想を超える速さでの人口減少や日本の景気低迷とそれを誘因とする厳しい財政状況により、地方自治体の多くは大きな変革期を迎えており、国では新たな政権のもとで、これまで日本の経済や社会を支えてきた様々な仕組みが見直されようとしています。

このような経緯等から、地方自治体を取り巻く環境の変化の中で、地域社会を持続的に発展させ、地域が自らの意思と責任で創意工夫し、次世代につながる夢のある故郷づくりを進めていかなければなりません。

このため、時代の潮流や本町を取り巻く情勢を十分に踏まえつつ、新しい時代を展望し、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、今後のまちづくりの具体的な方針を定めるため、第5期総合計画に係る「後期基本計画（2014～2016）」の策定をめざすものです。

2. 策定の考え方

基本的には、第5期総合計画当初の策定方針と同様に進めることとしますが、後期基本計画はテーマを持って策定を進めることとします。

テーマ 次世代につながる夢のある故郷づくり
～暮らしを守り、未来を拓く

社会経済情勢が大きく変化する中で、新しい総合計画には、時代の変化や新たな課題に柔軟かつ適切に対応することが求められています。また、協働のまちづくりを進めるためには、町民と行政がまちづくりの目標を共有することが求められることから、目標を明らかにするとともに、財政状況等に即してより実効性のある計画とすることが必要です。

(1) 目標を明示した計画

まちづくりの目標を町民にできるだけ分かりやすく示すことが必要です。このため、施策の目標などを明示する計画とします。

(2) 成果が分かる計画

町民とまちづくりの目標を共有し、協働のまちづくりを進めるためには、その計画の成果を把握できることが必要です。このため、前期基本計画と同様に施策に成果指標を設定し、その達成度を測ることができる計画とします。

(3) 行政評価や予算と連動する計画

限られた予算や資源を効果的に配分し、総合計画基本構想に掲げた目標を着実に推進するためには、事業の効果等について評価し、選択と集中を図ることにより、効果的・効率的に事業を推進することが必要です。このため、評価や予算との連動を考慮しつつ事業の展開を図る計画とします。

(4) 社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる計画

自治体を取り巻く環境は、地域主権改革の進展や国の政権交代に伴う財政改革などにより変革期を迎えています。今後のまちづくりは、変化する社会経済情勢に対応しながら進めていくことが重要になるため、こうした変化などに柔軟に対応できる計画とします。

3. 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されており、それぞれの計画で示す項目や計画の期間は次のとおりとします。

なお、町では「南幌町自立緊急実行プラン〔平成21年度～平成25年度〕」を実行しているため、行財政改革の検証を平成25年度に行うとともに、後期基本計画の期間と連動する、新たな行財政改革プランの策定もめざすこととします。

(1) 基本構想

基本構想は、南幌町の将来像やまちづくりの目標等を表したものです。
なお、この基本構想は、今回見直しを行いません。

《基本構想の期間》

平成23(2011)年度から平成28(2016)年度までの6年間

(2) 基本計画

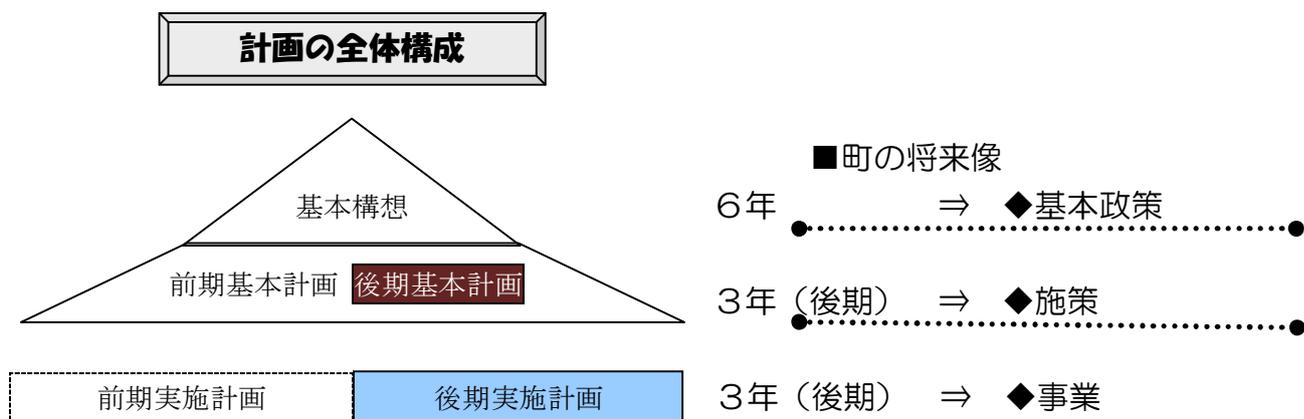
後期基本計画は、基本構想に示したまちづくりの目標を具体化した施策目標を示すとともに、それを実現するための施策等を示します。計画の期間は、前期基本計画後の期間となる3年間とし、社会経済情勢の変化やポスト南幌町自立緊急実行プランと連動した計画とします。

《後期基本計画の期間》

平成26(2014)年度から平成28(2016)年度までの3年間

(3) 実施計画

実施計画は、後期基本計画に示された施策に沿って必要な事業等を示します。計画の期間は3年間とし、評価結果や財政状況等を踏まえ毎年ローリングにより策定します。



4. 計画の策定手法・体制

町民とまちづくりに係わる目標を共有し、協働で進める計画とするため、後期基本計画の策定においては、庁内策定体制での検討の他、地域住宅施策モデル検討チーム（地方独立行政法人北海道立総合研究機構 北方建築総合研究所、北海道建設部住宅局建築指導課、同住宅課、空知総合振興局建設指導課並びに町）からの施策・事業提言をはじめ、町民参加の機会をつくりながら策定に取り組みます。

(1) 地方自治法改正に伴う総合計画の位置づけ

策定の趣旨で説明したとおり、地方自治法の改正に伴い、議会の議決を経

て総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定める義務付けは廃止されたものの、総合計画は、町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、町民にまちづくりの長期的な展望を示し、魅力あるまちの将来像を描くものであることから法的な策定義務がなくなっても策定すべきものであるとの考え方から、総合計画の基本構想について、町民の代表である議会の承認をもらうことは、行政や一部の町民によってのみ策定されたものではなく、町全体の総意により策定されたものであることを裏付けるためにも必要かつ重要なことであると考えます。

従って、本町では従来どおり基本構想については、議会の議決を経ることとし、「南幌町総合計画策定条例」を制定したものです。

(2) 総合計画策定審議会への諮問並びに各種計画等との関係

南幌町総合計画策定審議会条例に基づき、基本計画で示すべき施策等について審議会に諮問します。(委員は15名を予定し、公募も行う。)

なお、策定にあたっては、基本構想及び南幌町国土利用計画、南幌町都市計画マスタープラン、南幌町住宅マスタープラン等の各種計画の内容を踏まえることとします。

また、後期基本計画は議会の承認は求めないものの、議会との十分な協議を経たうえで策定するものとします。

(3) 地域住宅施策モデル検討チームと町民参加

後期基本計画の策定にあたり、外から見た南幌町の行政サービスの位置づけを把握するとともに、外部からの専門的な意見や提言を求めるため、地域住宅施策モデル検討チームとの連携を図るとともに、町民からの意見を求める機会をつくるように努めます。

なお、パブリックコメント(町民意見提出制度)実施の必要性については、審議会に意見を求めたうえで判断します。

チームとの連携事業例

① 施策・事業に関する提言

- ・ チームから町長に施策・事業に関する提言を行う。
- ・ 提言された内容については、行政経営会議において協議し、町長からの「検討指示事項(施策・事業)」として庁内策定体制において検討する。

② 策定研修会 [対象] 役場職員 ※議員等にも参加を呼び掛ける。

- ・ データでみる南幌のまちづくり
南幌町の行政サービスが他の自治体と比較して、どの位置づけにあるのかをデータで把握する。

③ アンケート調査 [対象] 町民

- ・ 「暮らしを守り、未来を拓く」ことを主眼としたアンケート調査の実

施を検討する。但し、過去に調査したアンケート結果等で代用できる場合は実施しないものとする。

④まちづくりワークショップ [対象] まちづくりや地域活動に興味のある町民

- ・中間報告段階において、特定の施策等に関するテーマを設け、それに関する活動など、具体的なアイデアを検討することにより、効果的な施策事業とするとともに、このワークショップを通して、町民による地域活動主体の担い手づくりをめざす。

その他の意見把握

- ①計画の検討素案の意見募集 [対象] 町民
- ・町広報及び町ホームページにおいて適時掲載し、意見を求める。
- ②（仮称）総合計画地域意見交換会 [対象] 町民
- ・町長との意見交換会を開催する。
 - ・地域担当職員制度を活用する。
- ③その他の意見把握 [対象] 町民
- ・故郷ふれあいミーティング、町長談話室、町民意見箱 等

(4) 庁内策定体制

庁内においては、職員総参加を基本に、行政経営幹事会と行政経営プロジェクトチームが中心となって後期基本計画等の策定作業を進めます。

[行政経営会議] (町長、副町長、教育長、総務課長、まちづくり課長、住民課長)

※基本計画・実施計画策定に関する指示、決定

[行政経営幹事会] (副町長、全課長職)

※基本計画・実施計画の原案・素案の決定

※基本計画案の作成

[行政経営プロジェクトチーム(ワーキンググループ)]

(主幹職、主査職 等)

※基本計画・実施計画の原案・素案の作成

5. 主な策定スケジュール(予定)

<平成24年度>

1月～3月 策定方針の協議・決定
南幌町総合計画策定条例の議会提案

<平成25年度>

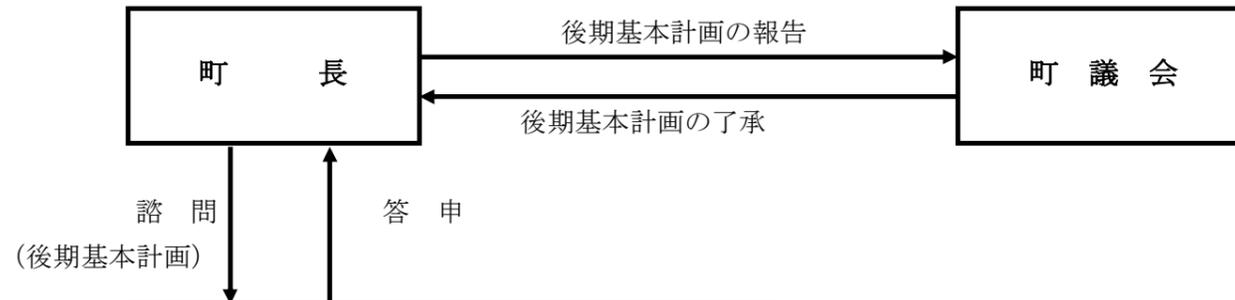
4月 総合計画策定審議会委員の公募・選考
5月 第1回総合計画策定審議会(諮問・説明等)
※以降、11月までに8回の開催を予定

	後期基本計画原案の作成開始（庁内）
6月	策定研修会 チームからの「施策・事業に関する提言」 町長からの「検討指示事項（施策・事業）」
7月	住環境関係アンケート調査 （地域住宅施策モデル検討チームで実施）
8月	後期基本計画原案の作成 議会との協議調整
9月	まちづくりワークショップ
10月	（仮称）総合計画地域意見交換会
11月	後期基本計画素案の作成
12月	第9回総合計画策定審議会（答申） 議会との協議調整 平成26年度予算編成
3月	第10回総合計画策定審議会 （後期基本計画及び予算反映結果の報告）
<平成26年度>	後期基本計画のスタート

6. その他

- 具体的な策定作業は、別途作成します。
- 実施計画は、施策の具体的な考え方や実施方向等を示すものであり、策定にあたっては後期基本計画に即するものとします。
- 南幌町行政評価委員会において、事前評価（施策等）を行うとともに、結果については総合計画策定審議会に報告するものとします。
- その他町の各種計画（都市計画マスタープラン、次世代育成支援行動計画、介護保険事業計画・高齢者福祉計画、障がい者計画、その他振興計画等）や北海道総合開発計画、北海道総合計画などの政策方向等との整合性を考慮のうえ策定作業を進めることとします。

第5期南幌町総合計画・後期基本計画の策定推進体制



連携協力

地域住宅施策モデル検討チーム

● 策定に関わる連携事業 など
● 施策・事業に関する町長への提言

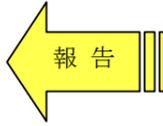
- ◎独立行政法人北海道立総合研究機構
建築研究本部 北方建築総合研究所
- ◎北海道建設部住宅局
・ 建築指導課
・ 住宅課 (道公社班)
- ◎北海道空知総合振興局札幌建設管理部
建設行政室 建設指導課
- ◎南幌町
・ まちづくり課 ・ 都市整備課

[策定根拠]
南幌町総合計画策定条例

南幌町総合計画策定審議会

- ・ 委員 15人
(うち町民公募委員 3人)
(うち女性委員 5人)
- ・ 任期 総合計画基本計画が策定されるまで
(平成25年5月～平成26年3月)
- ・ 会議回数 10回程度
※必要に応じて専門部会を置く。

[施策評価・事前評価]
南幌町行政評価委員会



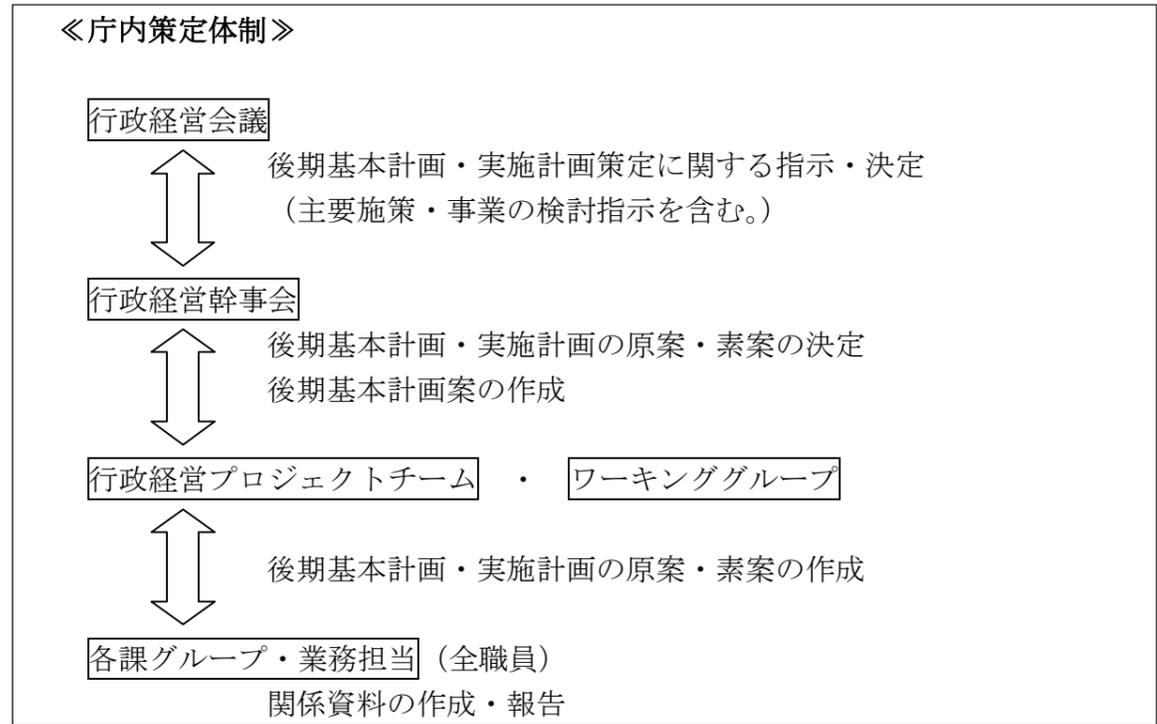
第5期南幌町総合計画

- 南幌町都市計画マスタープラン
- 南幌町住宅マスタープラン
- 南幌町農業振興計画
- その他各種施策・振興計画 等

- 町民参加**
- ①まちづくりワークショップ
 - ②計画検討素案の意見募集
 - ③(仮称)総合計画地域意見交換会
 - ④まちづくりアンケート調査
 - ⑤策定審議会委員の町民公募
 - ⑥審議会の公開(傍聴)
 - ⑦故郷ふれあいミーティング、町長談話室の活用
 - ⑧町民意見箱、Eメールによる意見把握
 - ⑨パブリック・コメント(町民意見提出制度) ※未定
- ◇町広報、ホームページ等を活用

[事務局体制]

- 施策・事業に関する提言【地域住宅施策モデル検討チーム】
・・・ まちづくり課(企業誘致グループ)、都市整備課(都市施設グループ)
- 総合計画策定全般
・・・ まちづくり課(企画情報グループ)



第5期南幌町総合計画・後期基本計画
◆策定期間 平成25年度(1年間) ◆計画年度 平成26～28年度(3年間)